

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]

審査請求人が平成28年5月31日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成28年5月18日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 平成23年12月21日付けで、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
処分庁は保護開始に当たり、請求人から、障害等級が2級と記載された精神障害者保健福祉手帳及び障害等級が3級13号と記載された国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを受理していた。
- 平成24年1月1日付けで、処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって、障害者加算を認定した。
- 処分庁は、平成28年4月に、請求人の障害者加算の認定誤りに気付いたため、同年5月18日付けで、請求人に対し、処分庁が平成24年1月から平成28年3月まで支給した障害者加算904,910円を法第63条に基づき返還させる決定（以下「本件返還決定」と

いう。)を行い、通知した。

4 平成28年5月31日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

いちばん初めに申請した段階で障害者加算金の受給資格がないという間違いに気付かず4年以上も支給した処分庁に問題があるのではないか。しかもその間には年金の更新もしている。それにもかかわらず4年以上も誰も気付かなかったのは明らかに処分庁のミスで管理がずさんとしか言いようがない。請求人は障害年金の方が障害者手帳より優先されることを知らなかつたし、処分庁からも何の説明も受けていなかつた。今回このような本件返還決定で大変困っている。これまでの4年半分を支払うように言われても、すでに使っているので支払うことは不可能である。

(2) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成28年5月18日付で処分庁が請求人に対し通知した本件返還決定通知書には、「1返還金・徴収金決定額 金904,910円、4決定理由 請求人の平成24年1月から平成28年3月までの障害者加算904,910円について認定要件がないにもかかわらず認定されていたため法第63条に基づき返還決定します。5返還対象額 金904,910円、6返還額 金904,910円」との記載がある。

(3) 審理員が平成28年9月20日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

請求人は、平成23年12月 処分庁にて生活保護を申請、受理される。当時のケースワーカーには、厚生障害年金3級と精神障害者保健福祉手帳2級を受給していることを告げる。当時のケースワーカーに確認したところ精神障害者保健福祉手帳が2級であれば障害者加算がプラスされると告げられる。その後、障害者加算が認定され生活保護費に加算される。請求人は何の疑いもなく、平成28年4月まで受給。同月に突然、ケースワーカーから加算金は打ち切りで、今までの分も返還するようにと告げられる。今回ケースワーカーが気付かなければこのまま何年も支給され続けていたのか。

請求人の言い分としては、生活保護を申請した当時のケースワーカー、責任者の明らかに認識不足、確認不足で加算金が認定されてしまった責任はないのか。まして、その後4年間には年金や手帳の更新もしているにもかかわらず気がつかなかつたのか。ケースワー

力一も何人も変わっているのに、そのたびに見直す機会がなかったのか、確認しなかったのかという疑問である。処分庁の間違いで4年以上も加算金を支給しておき、今までの加算金の返還を請求されても何の非もない請求人としては納得できない。

現在は加算金も削除され、最低金額の生活保護費で生活しているため支払いは不可能である。今回このような高額な返還請求を受け、精神的にダメージを受け病状が悪化している。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成28年9月2日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成23年12月21日 生活保護申請受理。

イ 平成23年12月21日 請求人より、国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを受理。精神障害者保健福祉手帳の写しは、生活保護の相談段階の同年11月7日に受理済み。

ウ 平成23年12月26日 請求人世帯に対する同月21日付生活保護開始決定。平成24年1月1日付で精神障害者保健福祉手帳2級を確認したことを理由として障害者加算認定。

エ 平成28年5月12日 同年4月1日付保護変更により、障害厚生年金等級3級であることを確認したことを理由として障害者加算を削除。

オ 平成28年5月18日 本件返還決定。

カ 事実上の争点は、障害者加算にかかる保護費支給分について返還金決定処分を行うか否かであるが、処分庁の処分は、請求人が精神障害者保健福祉手帳2級であること及び障害厚生年金等級3級であることを精神障害者保健福祉手帳及び国民年金・厚生年金保険年金証書により確認したため障害者加算を認定しないこととしたので、これにかかる保護費支給分について返還金決定を行った。

キ 法律上の争点は、誤って支給した保護費について法第63条に基づく返還金決定を行うことが可能かどうかという点にあるが、障害者加算を認定するに当たらない請求人に対して障害者加算を誤って支給してしまったものを返還金決定としたものであるから、最低限度の生活を上回る保護を受けたものであるため、法第63条により法律解釈上、何ら処分庁に違法な点はないと判断する。

ク 以上のとおり本件返還決定には、法に基づき適正に行われたものであることから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成23年11月7日に処分庁が受理した請求人の精神障害者保健福祉手帳には、「交付日 平成22年9月7日、障害等級 2級、有効期限 平成25年12月31日、等級変更年月日 平成23年12月6日」との記載があり、併せて「障害担当確認 初診日 平成21年11月2日」との記載がある。

イ 平成23年12月21日に処分庁が受理した請求人の平成23年10月27日付け国民年金・厚生年金保険年金証書の厚生年金保険年金決定通知書には、「障害の等級 3級 13号」との記載がある。

ウ 平成23年12月26日付で処分庁が請求人世帯主に対して通知した保護変更決定通知書には、「保護変更 平成24年1月1日」、「保護決定理由 障害者加算の認定」、「生活扶助 イ加算額 17,890円」との記載がある。

エ 平成28年4月22日付けのケース記録票には、「家庭訪問 面接者 世帯主、訪問目的 請求人の障害者加算について 請求人は現在、精神障害者保健福祉手帳2級を所持し、厚生年金3級を受給しているが、障害者加算（身3国2）が認定されている。加算は保護開始時より認定されており、認定に誤りがあるため、①平成28年6月分より、加算の認定を削除すること。②今までに支給した加算について、返還してもらわなければなければならないこと。を伝える。」

オ 平成28年5月12日付けのケース診断会議記録票には、ケースの概要と問題点として、「(略) 保護開始時に挙証資料として精神障害者保健福祉手帳（2級）と障害厚生年金保険証書（3級）の提出あり、翌月から障害者加算（身3国2）を認定している。」との記載があり、検討内容として、「①別紙「精神障害者の障害者加算認定根拠の優先順位」「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」により障害者加算認定を遡及できる同年4月1日より削除しこの保護変更により発生した同月分、同年5月分各月の返還額17,530円を地方自治法施行令第159条返戻としたい。②同年3月以前の支給済み障害者加算904,910円（別紙「月別加算額」参照）について法第63条返還とし、返還方法（分納回数、金額）については後日再度検討したい。」との記載があり、結果として、「①、②とも検討内容通りで差し支えない。」との記載がある。

また、別紙「月別加算額」には、平成24年1月から平成25年7月までの加算額 17,890、同年8月から平成26年3月までの加算額 17,600、同年4月から平成27年3月までの加算額 17,820、同年4月から平成28年3月までの加算額 17,530、合計 904,910との記載がある。

カ 前記1 請求人の主張の1の(2)と同一書類。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。
- (4) 厚生年金保険法施行令第3条の8は、障害等級について「厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とし、3級については別表第一に定める」とおりとする。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)別表第1第2章の2障害者加算の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。」と規定している。

(6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) 第7の2の(2)の工の(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と定められている。

2 審理員意見書及び大阪府行政不服審査会第3部会答申書

(1) 審理員意見書の要旨

ア 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

イ 理由の要旨

確かに、請求人は保護開始申請時から、国民年金・厚生年金保険年金証書を提出していることが認められ、前記1の(4)から(6)のとおり、処分庁は、国民年金・厚生年金保険年金証書により障害の程度の判定を行うべきところ、精神障害者保健福祉手帳2級をもって障害の程度の判定を行い障害者加算を認定していたという正確さを欠く事務処理によって、過払いが生じたものであり、請求人に何ら非はないものである。

しかしながら、前記1の(3)のとおり、法第63条については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、条文中の「急迫の場合等」の「等」については、「保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等」を含むものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものを超えて保護費の支給を受けた場合(過払いの場合)についても、処分庁の事務処理が正確さを欠いていたこと、請求人には非がないこと、また、すでに費消したことをもってしても、過払いとなった保護費の返還義務を免れる事由となるものではなく、処分庁の本件返還決定に、違法又は不当な点があるとまでは認められず、請求人の主張には理由がないといわざるを得ない。

なお、上記のとおり、請求人に非がないことは明らかであり、請求人の心情は十分理解できるものである。処分庁においては、今後このような事務処理の誤りが起こらないよう、再発防止に取り組むよう強く求めることを付言する。

(2) 大阪府行政不服審査会第3部会答申書(以下「答申書」という。)の要旨

ア 結論

本件審査請求は認容すべきである。

イ 理由の要旨

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにと

どまる。これは、法が、生活に困窮する国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としていること（第1条）に鑑み、現に保護を受けている被保護者に対して、現に返還に耐え得る資力を有するか否か等にかかわらず、その受けた保護金品に相当する金額の全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、個々の場合に被保護者に返還を求める金額の決定を、当該被保護者の状況をよく知り得る立場にある保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定（これには返還を全額免除する判断も含まれる）について適切に裁量を行使しなければならない（本件に類似した事案で、法第63条の趣旨を同様に解して返還決定を違法と判示した、福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決を参照）。

そこで本件返還決定がされた経緯をみると、平成28年4月22日、障害者加算の認定の誤りに気付いた処分庁は請求人宅を訪問し、これまでに支給した加算分を返還してもらわなければならないことを伝え、同月25日にも、来所した請求人に対し、再度同趣旨の説明をしたが、その際、請求人は同加算を含め自身が受領した保護費は全て費消した旨を述べた。その後、処分庁は、同年5月12日のケース診断会議における検討を経て、請求人に対し、同日付けで同年4月分及び5月分の障害者加算を削除する保護変更決定を行って各月の返納額17,530円の納付を求め、また同月18日付で法第63条に基づき本件過支給費用の返還を求める本件返還決定を行った。

以上の経緯からは、処分庁が本件返還決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることができ、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、次のような特段の事情のあることに留意しなければならない。すなわち、そもそも本件過支給費用は、請求人が平成23年12月の保護申請時から国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出していたにもかかわらず、処分庁が同証書により障害の程度の判定を行うべきところ、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算を認定したという誤った事務処理の結果生じたものであること、またこの点に関して請求人には何ら責められるべき事情は存在しないこと、さらに請求人は、処分庁が決定した保護費の額を自らが当然受け取るべき額であると信頼してその全額を生活費に費消したものと推認されることである。

以上より、処分庁は、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき諸事情についての調査を尽くしておらず、また、本件返還決定に至る判断の過程において考慮す

べき事情を考慮しないことにより、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定は違法であり、取り消されるべきである。

3 本件返還決定について

- (1) 本件についてみると、前記2、処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、平成28年4月に、国民年金・厚生年金保険年金証書に基づく障害等級ではなく、精神障害者保健福祉手帳に基づいて障害者加算を認定していた事務処理の誤りに気付いたため、前記1の(1)から(3)に基づき、平成24年1月から平成28年3月までの間に請求人に対し支給した保護費の過支給額904,910円について、本件返還決定を行ったことが認められる。
- (2) 処分庁は、障害者加算を認定するに当たらない請求人に対して障害者加算を誤って支給してしまったものを返還金決定としたものであり、最低限度の生活を上回る保護を受けたものであることから、前記1の(3)の法解釈上、本件返還決定に違法な点はない旨主張する。

確かに、前記1の(3)のとおり、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の決定をした場合の返還義務も含まれているものと解されているところである。

しかしながら、前記2の(2)の答申書のとおり、法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものであり、これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）なか、処分庁が本件返還決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によってでも求めることができ、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出しができない。

そして、本件においては、次のような特段の事情のあることに留意しなければならない。本件過支給費用は、請求人が平成23年12月の保護申請時から国民年金・厚生年

金保険年金証書の写しを提出していたにもかかわらず、処分庁が同証書により障害の程度の判定を行うべきところ、請求人の精神障害者保健福祉手帳をもって障害者加算を認定したという誤った事務処理の結果生じたものであること、またこの点に関して請求人には何ら責められるべき事情は存在しないこと、さらに請求人は、処分庁が決定した保護費の額を自らが当然受け取るべき額であると信頼してその全額を生活費に費消したものと推認されることである。

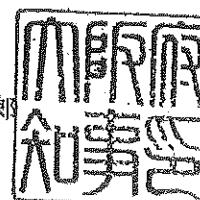
以上より、処分庁は、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体的な事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年12月22日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求することができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めるることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること

又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

